

随意契約理由書

件名	神戸市ポートアイランド処理場電気調達
契約の相手方	関西電力株式会社
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項
随意契約の理由	
<p>(1)本市では水素エネルギーの利活用拡大への取り組みのひとつとして、2015年にNEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)の補助採択を受け、世界で初めての水素発電による公共施設への電気・熱供給を行う実証事業に協力している。</p> <p>(2)実証事業では、自己託送制度を活用し水素発電の電力を供給することとしているが、ポートアイランド処理場の使用電力を水素発電からの電力で全量賄えるものではないため、この不足する電力を補って受給する部分供給が必要となる。本調達は、この部分供給に係る電気調達を行うものである。</p> <p>(3)部分供給は、1需要場所に対し1需給契約の原則の例外として認められた制度であり、部分供給の指針において、供給する一方の電気は旧一般電気事業者とすることが示されている。また、卸市場が機能するまでの当面の措置として位置づけられており、現状の託送システム上、自己託送の不足電力は旧一般電気事業者しか対応できない供給方法となる。</p> <p>以上のことから、水素発電の電力を受給し、不足する電力を部分供給として受給するためには、関西圏内の旧一般電気事業者である関西電力株式会社との随意契約が必要となる。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 中央水環境センター 施設課 水環境第2係 (電話番号 078-302-0425)